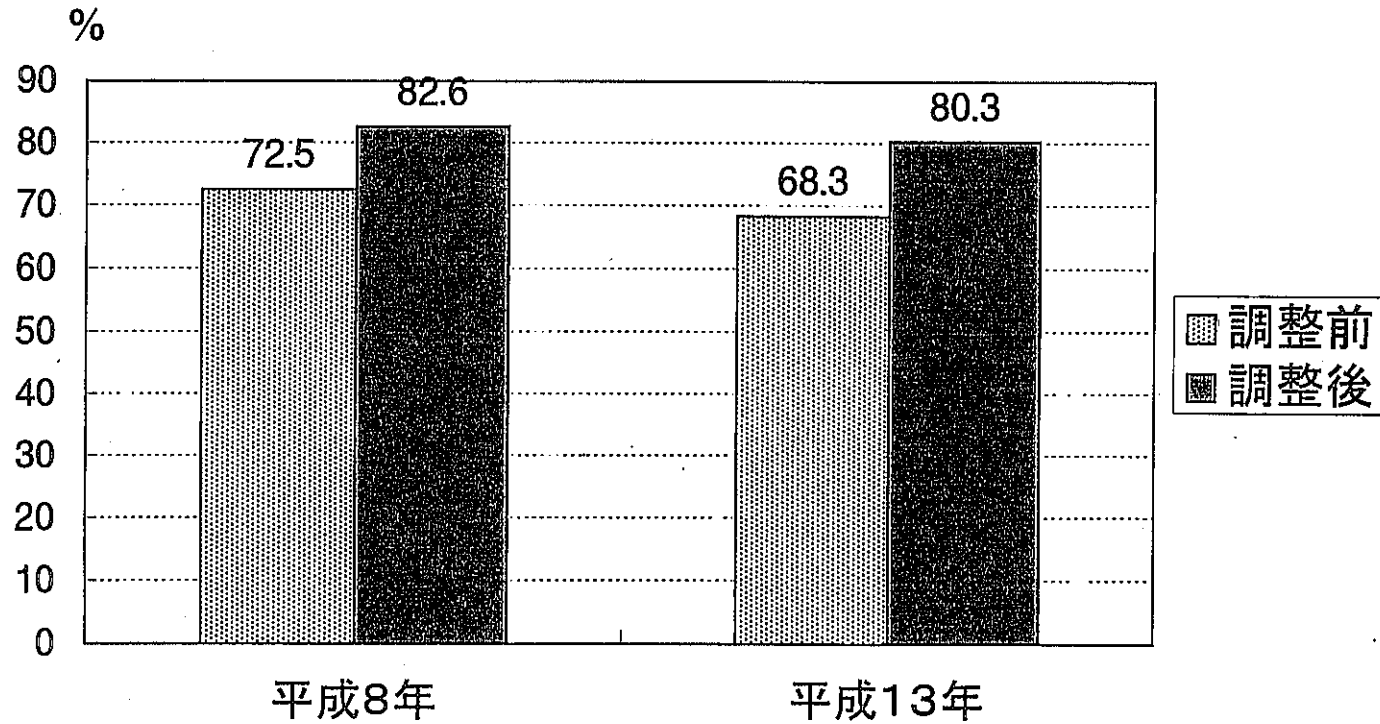


一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差
 (職業構成調整前後、一般=100)(女性、所定内給与)



(備考)

- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成8年、13年)(パートについては特別集計データ)により、短時間・在宅労働課で推計した。
- ・労働者数が少ない等の職種を除いた職種(平成8年については83職種、平成13年については80職種)を対象としている。
- ・調整後の数値は、一般の賃金とパートの職種別労働者構成を一般の職種別労働者構成に置き換え調整したパートの賃金と比較したものである。